

計 画 課 関 係

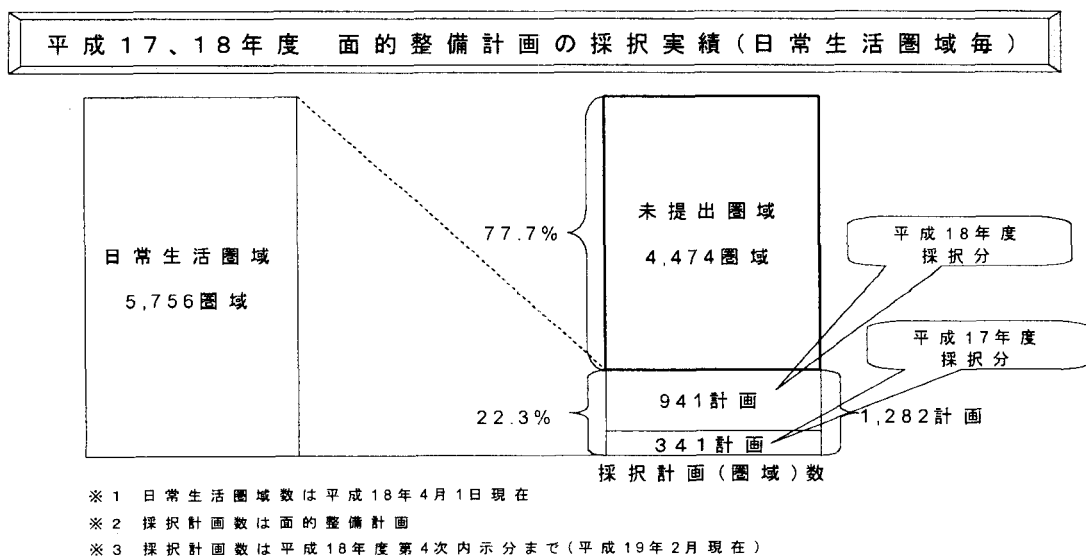
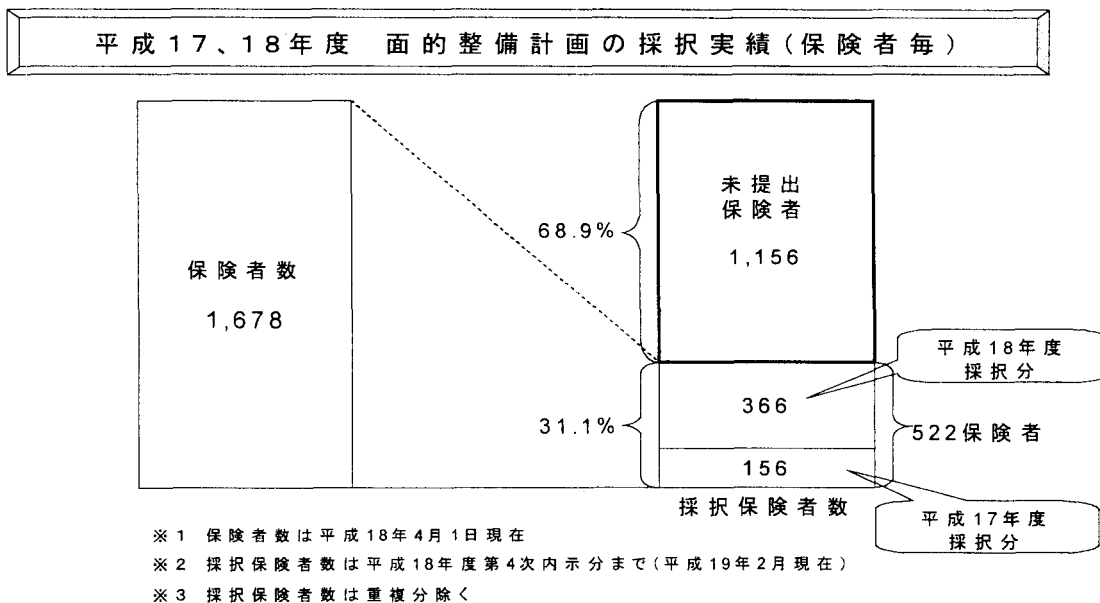
7. 介護関連施設・事業の整備及び運営について

(1) 市町村交付金の積極的な活用について

ア 市町村交付金の活用状況

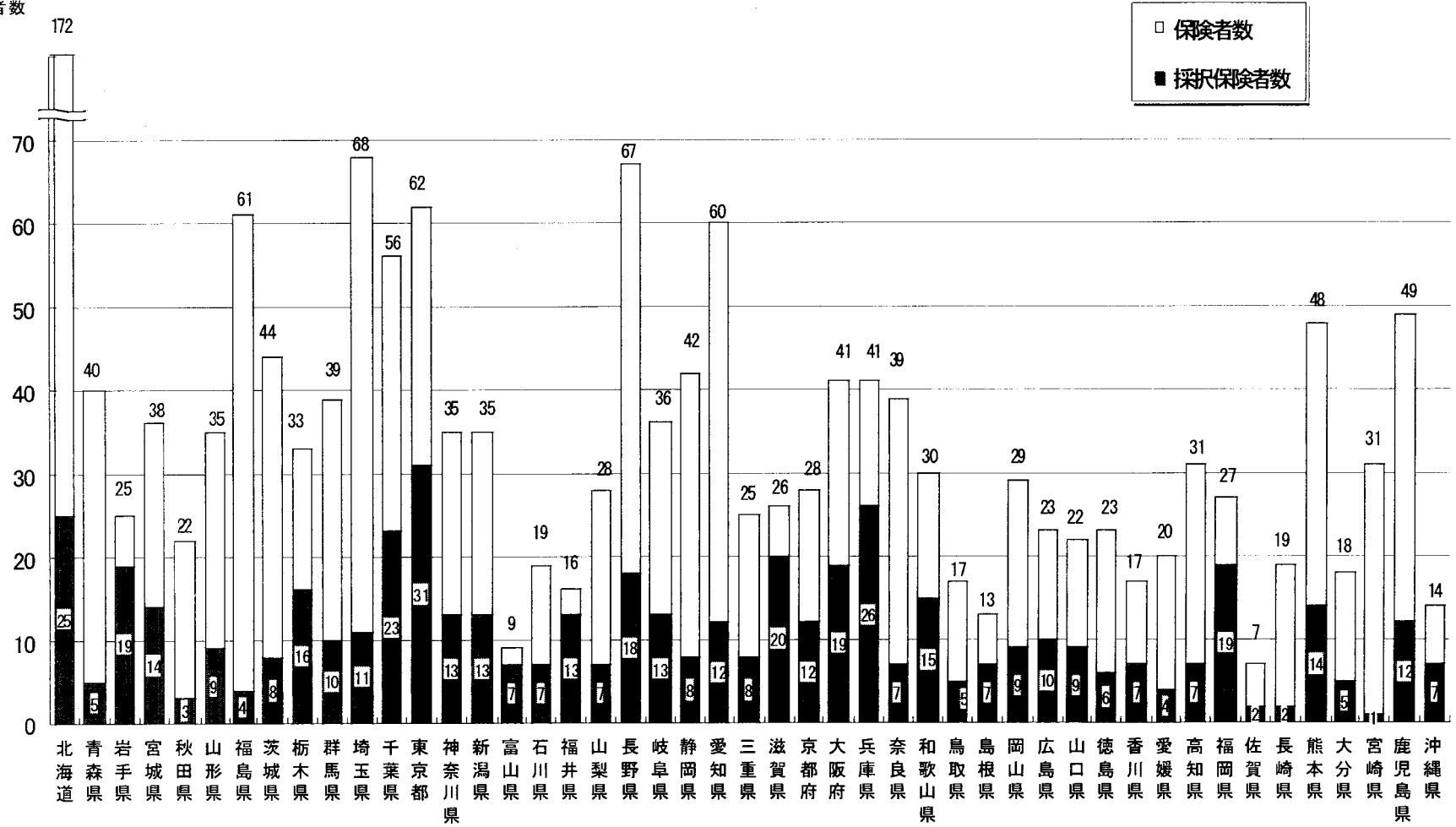
地域密着型サービス、介護予防拠点などの介護関連施設の整備については、平成17年度から、日常生活圏域を単位として策定される面的整備計画に対し市町村交付金を交付し、その整備促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成18年度の各市区町村からの協議状況は低調であり、本交付金を活用した基盤整備が十分行われていない市区町村又は圏域が多数見受けられる。



平成17、18年度 都道府県毎の面的整備計画協賛状況(保険者数)

保険者数



イ 市町村交付金の制度の周知徹底等について

市町村交付金については、平成19年度予算（案）において地域介護・福祉空間整備等交付金（ハード交付金）約421億円、地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）33億円を確保したところであり、予算の範囲内において各市区町村からの協議を採択したいと考えている。

平成18年度の市町村交付金の協議状況は低調であったが、その要因の1つとして、各市区町村や事業者も含めて、市町村交付金の趣旨や市区町村のいわゆる裏負担を要しない本交付金制度の仕組みが十分に浸透していない実態も見受けられる。

また、本年1月31日を提出期限とした平成19年度の第1次協議も依然として低調な傾向にある。

このため、平成19年度分の市町村交付金についても、追加協議を行うことを予定しているので、各都道府県におかれては、今回お示しする市町村交付金の内容や市町村交付金を活用したモデル的事業について、各市区町村に対する周知徹底をお願いする。

(ア) 地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の概要について

地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金に係る全体の概要は次のとおりである。

地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の概要

① 面的整備計画の内容

市町村(特別区を含む。)は、

- ① 日常生活圏域を単位として、②様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、③今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金) 及び 地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金) により支援

○ 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点
- ・ 小規模の特別養護老人ホーム
- ・ 小規模の老人保健施設
- ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
- ・ 介護予防拠点
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 生活支援ハウス

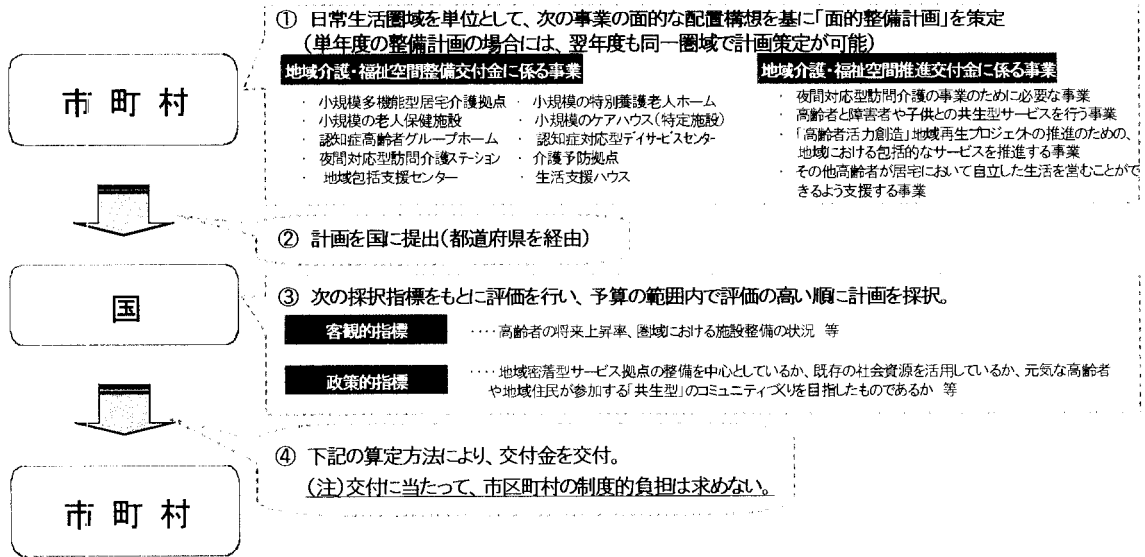
○ 地域介護・福祉空間推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

② 面的整備計画に基づく交付金の交付の流れ



地域介護・福祉空間整備交付金に係る事業

・ 面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。
ただし、実際の総事業費の範囲内とし、1億円を上限とする。

※ 国の財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
● 地域密着型サービス等の拠点	—
● 小規模多機能型居宅介護拠点	15,000千円
● 小規模の特別養護老人ホーム	—
● 小規模の老人保健施設	20,000千円
● 小規模のケアハウス(特定施設)	40,000千円
● 小規模のケアハウス(特定施設)のユニット	20,000千円
● 小規模の特別養護老人ホーム	40,000千円
● 小規模の老人保健施設	25,000千円
● 認知症高齢者グループホーム	15,000千円
● 認知症対応型デイサービスセンター	5,000千円
● 夜間対応型訪問介護ステーション	2,500千円
● 介護予防拠点	1,000千円
● 地域包括支援センター	—
● 生活支援ハウス	30,000千円

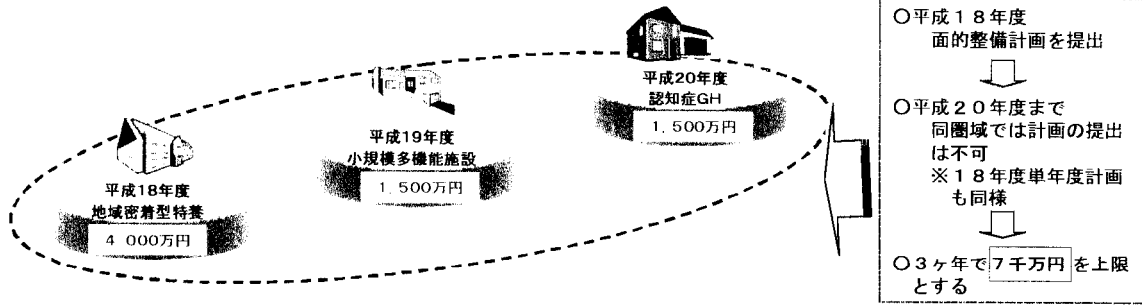
地域介護・福祉空間推進交付金に係る事業

・ 面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

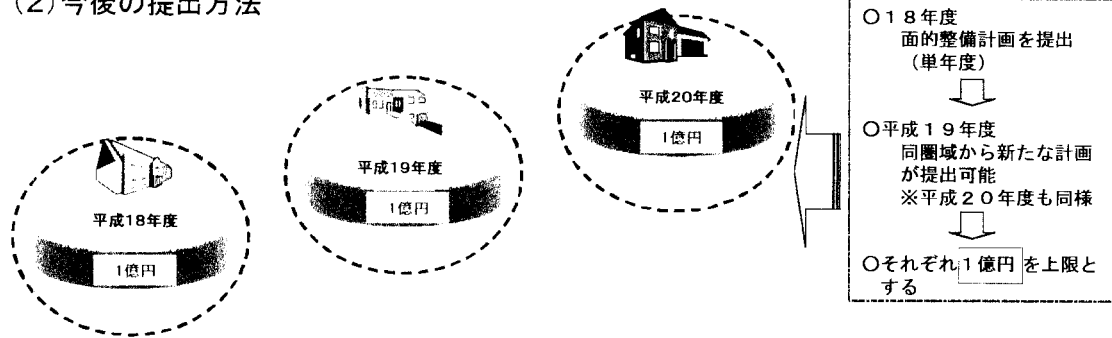
事業区分	配分基礎単価
● 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円

③ 面的整備計画の提出に係る変更点

(1) 従来の提出方法



(2) 今後の提出方法



介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は

①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「介護療養型医療施設転換整備計画」を策定することができる。

※平成23年度までの6年間の支援

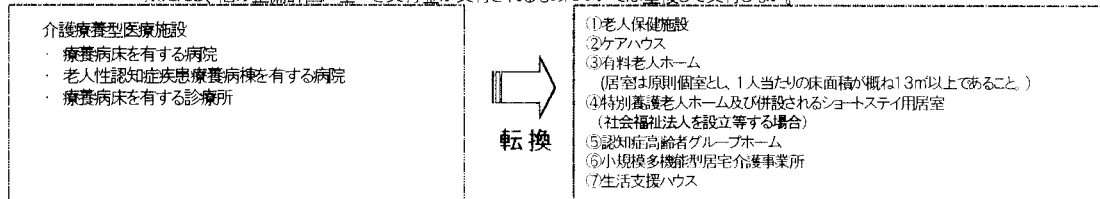
先進的事業支援特別交付金 の1メニュー

○ 介護療養型医療施設転換整備事業

既存の介護療養型医療施設を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

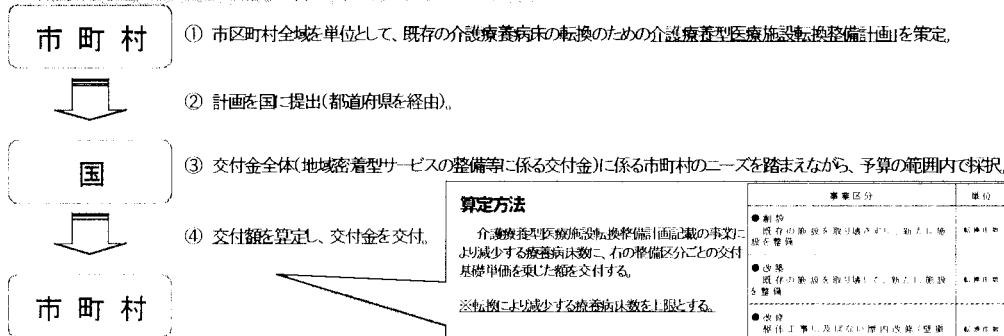
【交付対象】次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。



※上記交付対象施設については、定義規模を問わない。(2)及び(3)については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。(3)については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件

介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の流れ



算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画記載の事業により減少する療養病床数に、右の権限区分ごとの交付基準単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する療養病床数を上限とする。

事業区分	単価	配分基準単価
● 施設 既存の療養病床を削減し、新たな施設を整備	6,000円	1,000円
● 改築 既存の療養病床を削減し、新たな施設を整備	6,000円	1,200円
● 改修 既存の療養病床を削減し、新たな施設を整備	6,000円	500円

先進的事業支援特例交付金におけるその他メニューの概要

先進的事業整備計画

市町村(特別区を含む。)は

- ① 市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の広域利用型特別養護老人ホームの改修等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「先進的事業等整備計画」を策定することができる。

先進的事業支援特例交付金 の1メニュー

【交付対象事業】

- 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業等
 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により老人保健施設、特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)及び認知症高齢者グループホームへ転換する際、ユニット化することを支援するために交付金を交付。
 ※ただし、他の整備計画により交付金が交付されるものについては重複して交付しない。
- 緊急ショートステイ整備事業
 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- 市町村提案型事業
 市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付する。

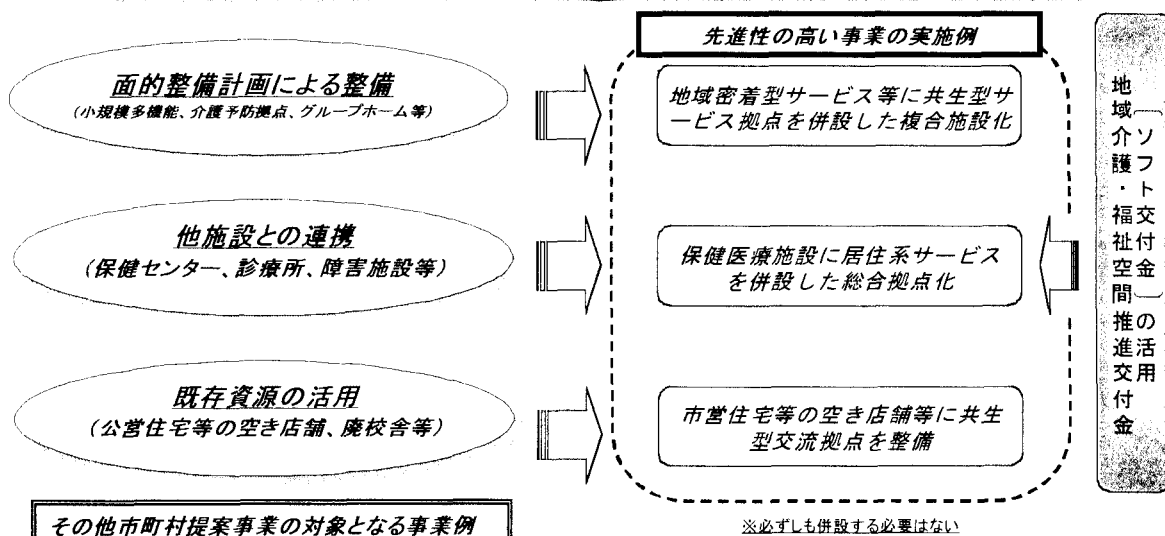
事業区分	単位	配分基準単価
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業		
「居室→ユニット化」改修	整備床数	500千円
「多居室→ユニット化」改修	整備床数	1,000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額

(イ) 市町村提案事業及び地域介護・福祉空間推進交付金の事業例等について

先進的事業支援特例交付金の1メニューである市町村提案事業(最高3,000万円)と地域介護・福祉空間推進交付金の具体的な事業例等は次のとおりである。なお、これはあくまで参考例であり、これ以外の各市区町村の創意工夫を凝らした取組を積極的に支援していく考えである。

市町村提案事業の具体的事例について

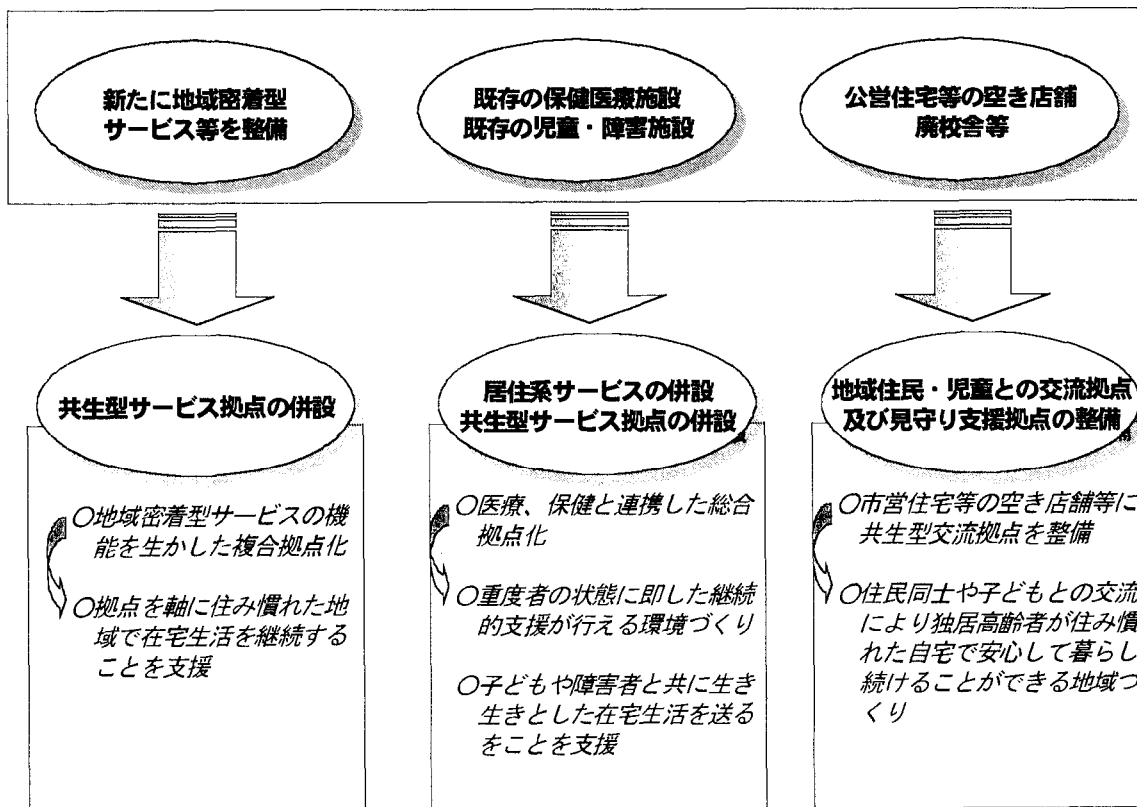
先進的事業支援特例交付金(ハード交付金)の活用



その他市町村提案事業の対象となる事業例

- ① 既存特養における生活環境改善のための準個室化改修
- ② ひとり暮らし高齢者のためのグループリビング整備 等

市町村提案事業の活用による事業効果



市町村提案事業の採択例

平成18年度における主な採択事業

- ①小規模多機能型居宅介護、介護予防拠点及び認知症高齢者グループホームの整備に合わせて、その機能を生かした共生型サービス拠点を併設
- ②高齢者や児童が定期的集う高齢者サロン（世代間交流スペース）を整備
- ③軽要介護状態の1人暮らし高齢者が共同で生活することにより、従来の生活を継続できるような居住基盤を整備
- ④保健センターや診療所と併設した総合福祉センターを改修して、重度介護高齢者向けの居住系施設を整備
- ⑤高齢者が子どもとの世代間交流を行えるよう、新たに整備する小規模多機能型居宅介護と託児所の複合施設に共生型サービス拠点を整備
- ⑥独居高齢者が急増する団地の空き店舗を改修して地域住民や児童との交流が行えるサロン（地域住民が利用できるカフェテリア、ファミリーサポートの実施）を整備

高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

- ① ボランティア団体や地域の老人会の交流活動、子育て支援サークルなどによる子どもと高齢者の交流活動。
- ② 既存施設を活用して、地域ボランティアによる高齢者、障害者が交流する「地域交流サロン」の開催。
- ③ 子育てサークル、障害者とともに「陶芸の日」などのテーマを決めて、交流事業を実施。
- ④ 旧幼稚園の空き室を利用して談話室兼カフェスペースを運営。
- ⑤ 介護保険サービス利用者、地域の元気高齢者、障害者、学童の一時預かりや子育てサークルによる親子、大学・高校生など、世代間のふれあいを通じ、知識、技術等の次世代への伝承や情報等の交換も含めた交流事業を実施。

【主な対象経費】

- ① レクリエーションのための設備整備費
（陶磁窟、放送設備、プロジェクター、スクリーン等）
- ② レクリエーションのための消耗品購入費
（図書、遊具、プランター用具等）
- ③ 人件費、委託費
（コーディネーター等）

【配分基礎単価】

3,000千円

高齢者が居宅における自立生活を支援するための事業

- ① 高齢化率や独居高齢者の割合が高い団地等の空き店舗等を活用して世代間交流の促進及び食事提供等を行う。
- ② 高齢者が自宅でインターネットを通じ、自らの健康についての情報を得ることができるシステムを導入し、集められた情報をもとに訪問指導等を行う。
- ③ 公営住宅の集会室・空き部屋などを活用して、高齢者の自立を支援する拠点を設置し、1人暮らし高齢者などへの地域ぐるみの見守り活動を実施。
- ④ 高齢者の居住密度が高い地域において、運動機能向上に資する「介護予防遊具」を公園に設置し、高齢者が自由に利用できるようにする。
- ⑤ 既存サービスから小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護へ円滑な移行を推進するための事業。

【主な対象経費】

- ① 自立支援活動拠点のための設備購入費
- ② 介護予防遊具の設置費
- ③ 小規模多機能型居宅介護等の普及・利用促進に要する費用

【配分基礎単価】

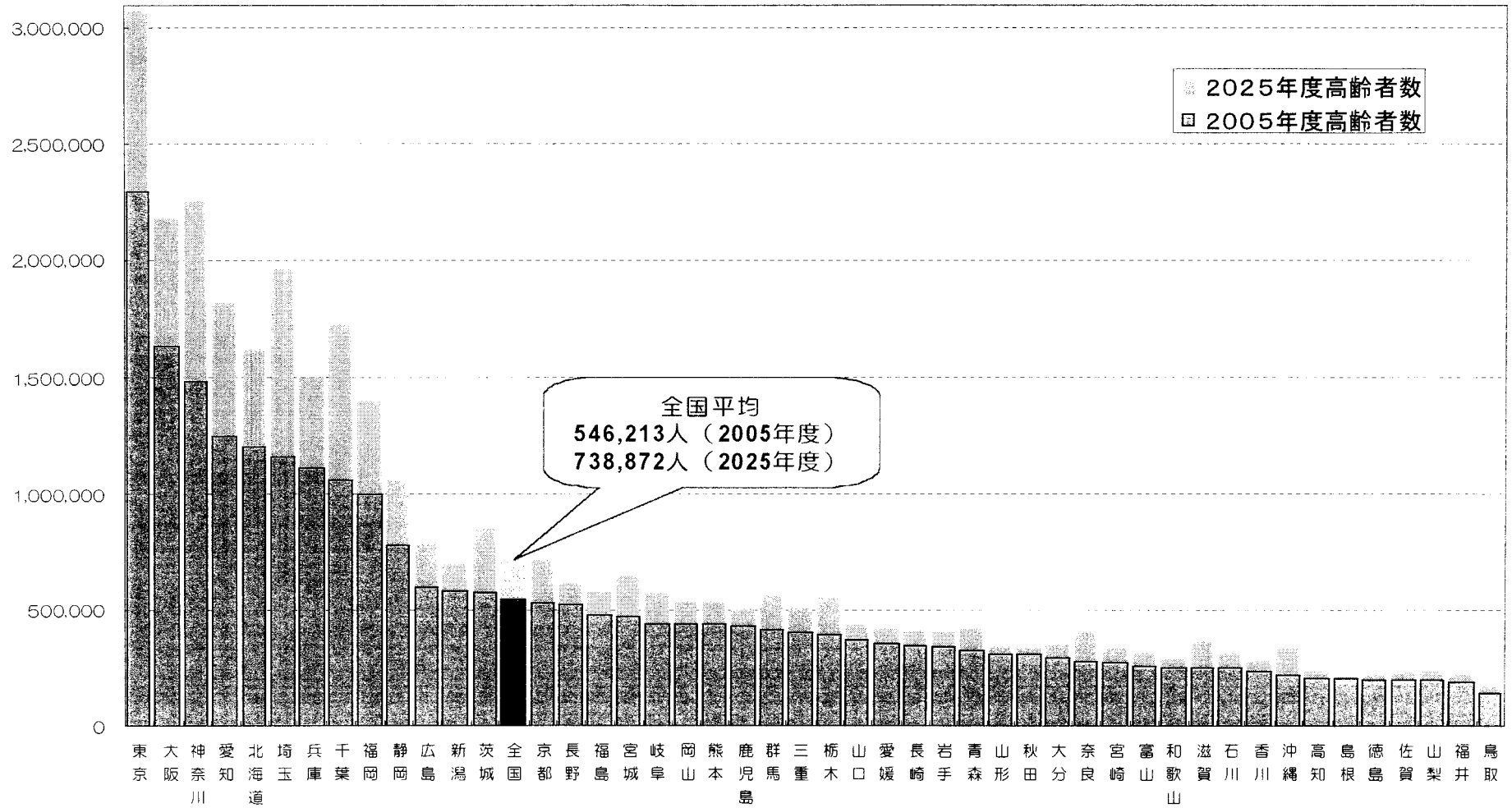
3,000千円

(2) 都市部を中心とした特別養護老人ホーム等の適正な整備について

- ア 今後我が国では、首都圏を始めとする都市部を中心に、高齢者人口が増加すると予想されているが、これらの地域においては、入所・入居型施設の整備率が低い傾向にある。
- イ 地方6団体からの要望等を踏まえた平成18年度の三位一体改革により、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備費助成については、国から税源を移譲し、都道府県・政令市・中核市から助成を行うことになったところである。しかしながら、これら施設の整備計画数や整備費助成額は、ほとんどの自治体で前年度よりも大幅に減少している。
- ウ これらの施設整備をどのように進めていくかは、もとより各自治体の判断によるところであるが、今後高齢者数が急増する自治体等においては、将来を見据えた計画的な整備に特に留意願いたい。
- エ その際、ニュータウン等で公営住宅・都市機構住宅など公的住宅資源の活用が期待できる地域においては、入所・入居型施設の整備に代えて、これら公的住宅資源と地域介護・福祉空間整備等交付金を活用した地域密着型サービスの拠点づくりとを連携して行うことも重要と考えられる。

都道府県別高齢者数

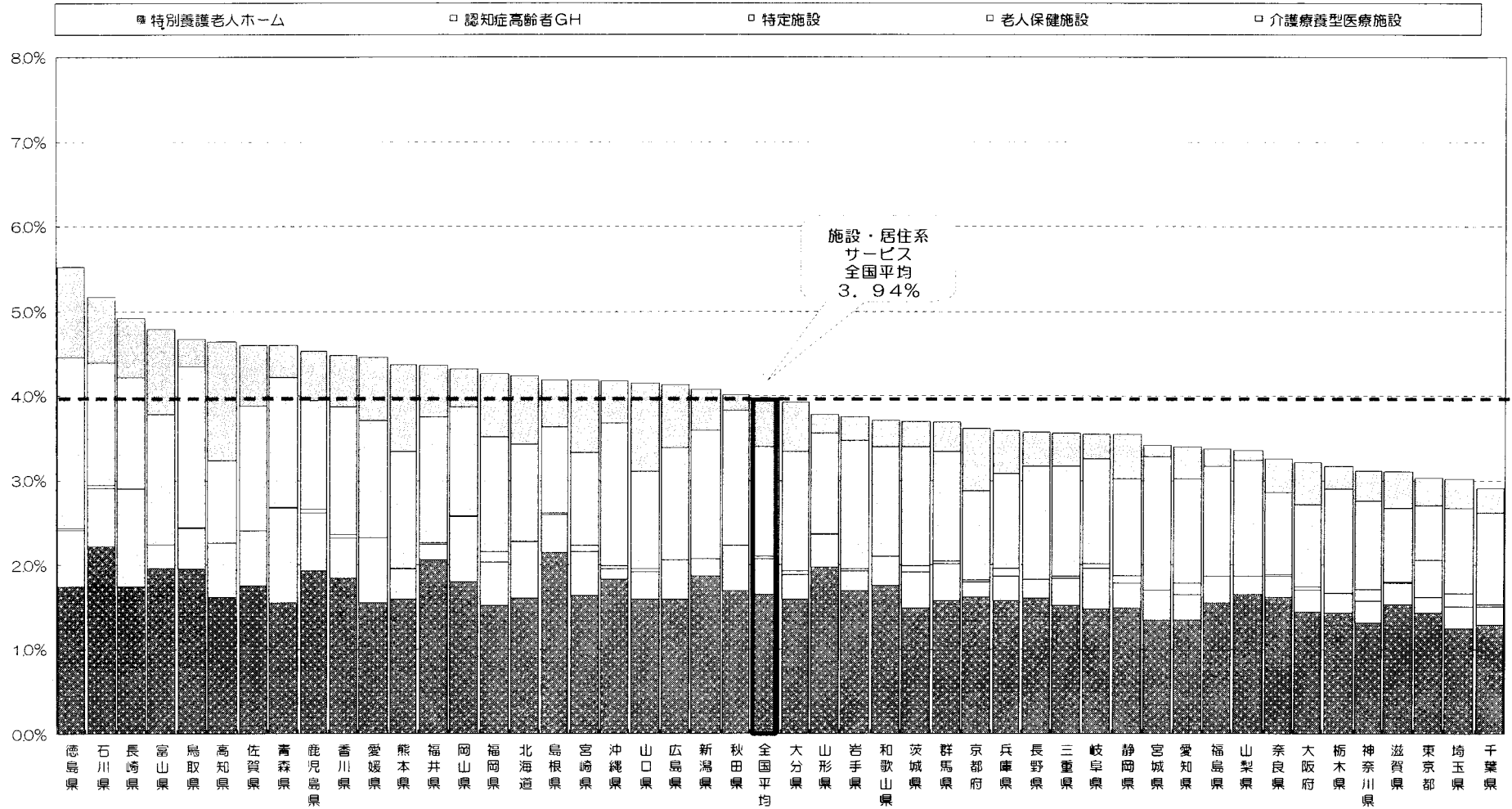
単位：人



【出典】

2005年の高齢者人口については、総務省統計局「平成17年国勢調査第1次基本集計（確定値）」
 2025年の高齢者人口については、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成14年3月推計）」

65歳以上人口に対する介護施設の整備状況



※ 次の数値を平成18年度の高齢者人口の見込み（厚生労働省老健局計画課調べ）で除して得た率。
 ・介護保険3施設については、平成17年度末の定員数（厚生労働省老健局計画課調べ）
 ・居住系サービス（認知症高齢者グループホーム、特定施設）については、平成17年度末のサービス利用者数（厚生労働省老健局計画課調べ）

(3) ユニットケアの推進について

高齢者介護の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、個人の暮らし方を尊重し、その人らしい生活を継続できるような個別ケアの実践と生活支援が重要となる。そのため、高齢者が自分の居場所を確保でき、家庭的な雰囲気の中で自分のペースで過ごせるユニットケアを推進している。

ユニットケアの実践において重要な要素は、ハード（環境・住まい）とソフト（介護の質）の双方である。ハードに関しては、プライベート、セミプライベート、セミパブリック、パブリックの空間構成を基本に、高齢者個人の居場所から社会とのつながりまでを段階的に確保することが必要である。ソフトに関しては、介護が必要な状態になってもその人らしい生活が送れるよう寄り添う個別ケアが求められる。

ユニットケアは、画一的な手法でなく、入居者の暮らしと共に変化していくものであり、個人の希望や状態に応じて発展させていく必要がある。このため、日々進化しているユニットケアの手法等の情報の共有と普及が重要となるため、都道府県・指定都市においては、下記の研修等を活用し、ユニットケアの普及推進にご尽力いただきたい。

ア 施設整備等担当者研修・指導監査担当者研修について

(ア) 施設整備等担当者研修について

ユニットケアのハード面の整備は、設計の段階から高齢者の生活を理解した計画が必要である。設計の段階における的確な指導や助言が、その後の介護実践（ソフト）に大きく影響するため、平成16年度から、厚生労働省において施設整備担当者研修を実施し、都道府県、市の担当職員がユニットケアへの理解を深め、相談業務等に活かせるようにしている。しかし、未だに高齢者の暮らしをイメージできていない構造の施設も散見されるため、今後とも本研修に積極的に参加いただき、的確な助言指導に活かしていただきたい。

(イ) 指導監査担当者研修について

ユニットケアの要素であるハード及びソフトは、従来型施設のそれとは異なり、各施設ごとの工夫の余地が大きい。このため、従来型施設のケアの延長線上で指導監査を行えば、施設側は混乱を来たすことになる。

このため、平成18年度から、厚生労働省においてユニットケア施設指導監査担当者研修も実施することにしたところであり、今後とも本研修に積極的に参加いただき、的確な助言指導に活かしていただきたい。

(ウ) 平成19年度以降の研修の実施について

上記(ア)、(イ)の研修について、平成19年度以降は、厚生労働省(本省)ではなく、国立保健医療科学院(埼玉県和光市)に移管して実施することとしている。

なお、19年度については、年度当初の研修実施希望が多いことから、5月下旬の開催を予定しているのでご留意願いたい。詳細については、本年度内に改めてお知らせする。

イ ユニットケア研修等事業について

(ア) 施設管理者研修について

本研修については、認知症介護研究・研修東京センターにおいて実施し、平成15年度から平成18年9月までの累計で922名が受講したところである。

各専門職の協働により運営される施設においてユニットケアを導入するに当たっては、管理者(施設長)のリーダーシップと施設理念の共有が極めて重要である。組織の中で、どのように施設理念を伝達、実行する仕組みをつくるのか、どのように各職員の力量が十分発揮できる運営をするのか等、管理者の理解・能力はその施設におけるユニットケアの成否に影響する。本研修は、そのような管理者の理解・能力の向上に資するため、事例検討や演習を中心に、実践的な内容としている。

都道府県・指定都市においては、本研修事業の実施及び受講者の推薦につきご配慮いただきたい。

なお、本研修については、平成19年度以降も、引き続き認知症介護研究・研修東京センターが実施することとしている。

(イ) ユニットリーダー研修について

本研修については、平成18年9月までの累計で1,669名が受講したところである。入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービス提供に配慮する観点から、平成18年4月からユニット型特別養護老人ホーム等に常勤のユニットリーダーを配置することを義務付けたところである。

今年度の研修については、応募者が急増したため、一部で希望に添えない事態が生じたところであるが、平成19年度の実施に向けては、実地研修施設を増加させる等、研修の受け入れ体制の拡充を行うこととしている。また、実地研修施設の選定基準等の明確化について専門家による検討会を設け、検討を進めているところである。

また、平成18年度から、(社)全国老人福祉施設協議会が都道府県等の委託を受けて北海道及び九州においてユニットリーダー研修を実施しているところがある。

こうした状況を踏まえ、本研修事業の実施及び受講者の推薦につき引き続きご配慮いただきたい。

(ウ) ユニットケア指導者養成研修について

ユニットリーダー研修の実施に当たっては、ユニットケアの正しい理解と実践力を備えた即戦力となる指導者の育成が必要であり、認知症介護研究・研修東京センターにおいては、平成18年度から、ユニットケア指導者養成研修を実施している。

18年度の研修修了者は27名を予定しているが、今後のユニットリーダーの研修体制を考えると、指導者の更なる養成が喫緊の課題となっている。

本養成研修は、平成19年度においても、都道府県の委託を受けて認知症介護

研究・研修東京センターが実施することとしているので、各都道府県・指定都市にあつては、本養成研修の意義・重要性を認識いただき、指導者の確保のためにご協力願いたい。

(エ) 情報提供事業について

ユニットケアの効果的な普及に資するため、認知症介護研究・研修東京センターにおいて、ユニットケアを先進的に実施している施設長、中間管理職、ユニットリーダーの方々のインタビューなどを収録したDVD「ユニットケアを活性化させる運営と組織デザイン ―施設長、中間管理職、ユニットリーダーの役割―」が作成された。

また、昨年8月及び10月、(社)日本医療福祉建築協会及び認知症介護研究・研修センターの主催により、ユニット型施設の開設を計画する者や企画設計関係者に対し、ユニットケアについての正しい理解の下で設計が行われ、より良いユニットケアが実現されるようにするため、講義・演習形式による講座が開設されるとともに、ユニット型特別養護老人ホームに関する設計相談が行われたところである。平成19年度においても、同様に実施する予定である。

都道府県・指定都市におかれては、本情報提供事業を活用し、関係者に対し、ユニットケアについて有効な情報提供をお願いしたい。

(4) 養護老人ホームの適切な運営等について

ア 養護老人ホーム関係

(ア) 養護老人ホームにおける処遇計画の取扱いについて

養護老人ホームにおける処遇計画については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第19号)第15条、及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知)第5の2により行われているところであるが、平成18年度老人保健健康増進等事業により行われた「養護老人ホームにおける処遇計画

作成の実践に関する研究事業」(全国老人福祉施設協議会)において設置された「新型養護老人ホームケアプラン作成研究会」において、「新型養護老人ホームパッケージプラン」が取りまとめられた。

本プランは、養護老人ホームの特性に沿った処遇計画として研究・開発されたものであるため、各都道府県におかれては、管内市町村及び関係機関等に対し、これを周知されたい。

なお、本プランは、養護老人ホームにおいて処遇計画を作成する上での標準例を提示するものであり、これ以外の処遇計画の使用を制限する趣旨ではない。

(イ) 養護老人ホーム施設職員研修について

標記については、在宅福祉事業費補助金の1つとして平成19年度予算(案)に計上しているところであるが、現時点での実施要綱(案)は下記のとおりである。

本研修事業は、平成19年度の単年度事業として実施することを予定しているため、各都道府県においては、この趣旨をご理解いただき、平成19年度における積極的な取組をお願いする。

養護老人ホーム施設職員研修事業実施要綱(案)

1. 事業の目的

老人福祉法及び介護保険法の改正により養護老人ホームに求められている新たな役割(要支援・要介護の入所者に対する介護保険サービスの利用支援、社会復帰の促進など)に対応するため、これに必要な知識・技術の習得について国として支援を行い、制度の適切な運営を図るとともに、入所者に対する処遇の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、社団法人全国老人福祉施設協議会等適切に事業実施が可能な団体に委託できるものとする。

※ 複数の都道府県による合同開催とするなど、広域的に実施しても差し支えない。

3. 対象者

養護老人ホームの生活相談員等

※ 市町村職員等の研修への参加も補助対象とすることとしており、積極的に研修に参加するよう周知すること。

4. 研修の内容

各都道府県は、次に掲げる研修課目を実施すること。

なお、各都道府県において、地域の実情に応じて、養護老人ホームにおける処遇の質の向上に資する課目を適宜追加することができる。

※ 研修カリキュラムについては、平成18年度老人保健健康増進等事業において、現在、研究・開発が行われているところであり、詳細については、今後お示しする予定である。

【研修カリキュラムとして想定されるテーマ】

① 新たな養護老人ホームに求められる機能について〔講義〕

② 養護老人ホームにおける処遇計画の作成について〔講義及び演習〕

※ 新型養護老人ホームパッケージプランに拠る。

③ 要支援・要介護状態の入所者に対する処遇を行う上での介護保険サービスの活用と連携について〔講義〕

④ 地域の社会資源の活用と連携について〔講義〕

この他、各都道府県において養護老人ホームにおける職員の質の向上に資するテーマを、適宜追加することを可能とする。